

1 目 的

本学院は、職業能力開発促進法に基づき設置され、職業訓練や職業能力検定並びに労働者が自ら職業訓練等を受ける機会を確保するための施策等を総合的・計画的に講ずることにより、職業に必要な労働者の能力を開発・向上させることを促進し、もって職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的としています。

2 沿 革

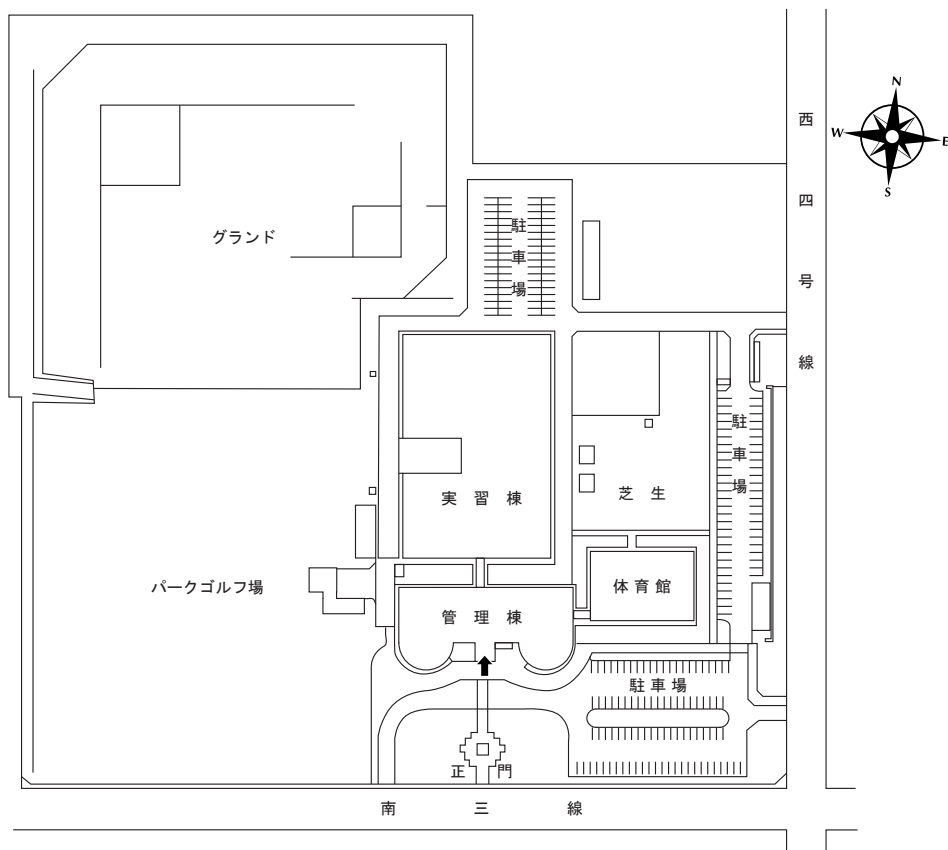
年 月 日	項 目
昭和21年 6月 3日	北見勤労署内に北海道庁立北見建築工補導所(定員30名)を設置
昭和21年 7月15日	北海道庁立北見建築工補導所 第1期生入所式
昭和22年 1月 8日	北海道庁立北見職業補導所(北海道庁告示第39号)に改称 〔設置場所：北見市大通10丁目〕〔科目：建築科・木工科・機械科〕
昭和23年 4月 1日	北海道立北見公共職業補導所に改称(北海道告示第418号)
昭和24年12月21日	寄宿舎を買収設置〔設置場所：北見市兵村2区244番地の1 坪数：253坪〕
昭和25年 9月30日	新事務室・木工科実習場・附属建物の新築工事竣工
昭和27年 4月 1日	自動車整備科の増設(北海道規則第69号)
昭和27年10月 9日	職業安定法第27条の規定に基づき北海道公共職業補導所を設置 〔名称：北海道立北見公共職業補導所〕 〔科目：建築科・木工科・機械科・自動車整備科・謄写筆耕科・編物科〕
昭和33年 6月16日	北海道立北見職業訓練所に改称(北海道条例第54号)
昭和34年11月 6日	電気科・ブロック建築科(定員30名)の増設(北海道条例117号)
昭和37年10月 1日	定時制自動車整備科(定員30名・6ヶ月訓練)の増設(北海道規則第134号)
昭和38年11月10日	北見市北光356番地に新庁舎着工
昭和39年 4月 1日	訓練科目の改正(北海道規則第27号) 建築科(定員50名)・自動車整備科(定員50名)・木工科(定員50名) 電気科(定員50名)・機械科(定員50名)・ブロック建築科(定員50名)
昭和39年10月30日	北見市北光356番地に新庁舎竣工
昭和40年 4月 1日	遠軽分所を設置(北海道規則第28号) 科目：建築科(定員40名)
昭和40年 6月28日	遠軽町学田に遠軽分所庁舎新築工事着工
昭和40年 8月31日	遠軽分所敷地内に寄宿舎新築工事着工
昭和40年 9月24日	遠軽分所庁舎新築工事竣工
昭和40年12月20日	遠軽分所寄宿舎新築工事竣工
昭和44年10月21日	北海道立北見専修職業訓練校に改称(北海道条例第37号)
昭和45年 4月 1日	遠軽分校を本校に昇格(北海道条例第37号) 建築製図科(定員40名)の設置(北海道規則第98号)
昭和45年 6月 9日	遠軽校の建築製図科実習室増設工事着工
昭和45年10月16日	遠軽校の建築製図科実習室増設工事竣工
昭和46年 9月27日	技能センター新築工事着工
昭和47年 1月 5日	技能センター新築工事竣工
昭和48年 4月 1日	北海道立北見高等職業訓練校に改称(北海道条例第37号) 建築製図科(定員40名)を普通訓練課程(定員30名)に改編(北海道規則第98号)
昭和52年 4月 1日	自動車整備科(定員50名)を普通訓練課程(定員30名)に改編(北海道規則第98号)

年 月 日	項 目
昭和58年 4月 1日	電気工事科を普通訓練課程(定員30名)に改編 (北海道規則第98号)
昭和61年 3月 3日	ブロック建築科を定員20名に改編 (北海道規則第12号)
昭和61年 4月 1日	機械1科を普通課程(定員30名)に改編 (北海道規則第12号)
昭和62年 4月 1日	機械1科を機械科に、木工科を普通課程に改編 (北海道規則第8号)
昭和63年 1月 1日	北海道立北見高等技術専門学院に改称 (北海道条例第32号)
昭和63年 4月 1日	建築科を普通課程(定員30名)に改編 (北海道規則第13号)
平成元年 4月 1日	木工科の定員を20名に改編 (北海道規則第21号)
平成 2年 4月 1日	機械科の定員を20名に改編 (北海道規則第121号)
平成 3年 4月 1日	建築科の定員を20名に、自動車整備科を訓練期間2年(定員20名)に改編 (北海道規則第10号)
平成 4年 4月 1日	電気工事科の定員を20名に改編 (北海道規則第99号) 北海道立遠軽高等技術専門学院を北海道立北見高等技術専門学院遠軽分校に改編 (北海道規則第53号)
平成 5年 4月 1日	ブロック建築科を廃科 (北海道規則第21号)
平成 5年 5月24日	実習棟移設改築工事着工
平成 5年 7月12日	体育館新築工事着工
平成 6年 3月31日	実習棟・体育館工事竣工
平成 6年 4月 1日	北海道立北見高等技術専門学院遠軽分校を廃校 (北海道規則第56号) 電気工事科を電気工学科、木工科を造形デザイン科、建築製図科を建築デザイン 科、機械科を電子機械科に改編 (訓練期間2年・定員各20名) 建築科を廃科 (北海道規則第4号)
平成 6年 5月20日	管理棟の移改築工事着工
平成 7年 3月13日	管理棟の移改築工事竣工
平成22年 4月 1日	建築デザイン科の学生募集停止
平成23年 4月 1日	建築デザイン科を建築技術科に改編 (北海道規則第7号)
平成28年 4月 1日	建築技術科の定員を10名に改編 (北海道規則第10号)

3 施 設

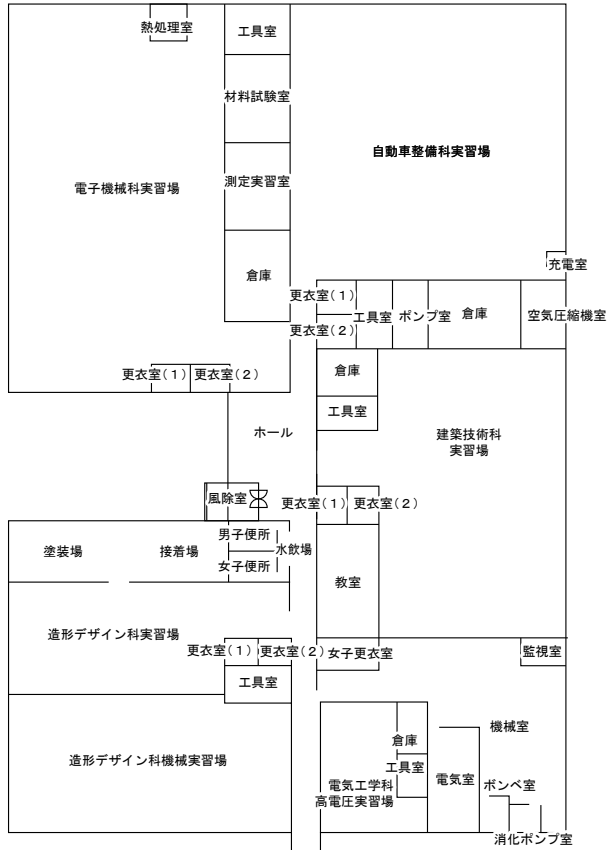
区 分	種 別	名 称	数 量(m ²)	備 考
土 地	行政財産	庁 舎	65,716.71	
建 物	行政財産	管 理 棟	3,649.09	3階建 職員室・講堂・製図室・教室ほか
		渡り廊下	44.01	
		実 習 棟	5,009.34	2階建 5科実習場ほか
		体 育 館	864.00	
		付 属 建 物	358.43	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 危 険 物 貯 蔵 庫 2 ▪ 資 材 庫 2 ▪ 電 気 工 学 科 実 習 家 屋 1 ▪ 車 庫 1 ▪ 屋 外 便 所 1
		計	9,924.87	

4 施設配置図

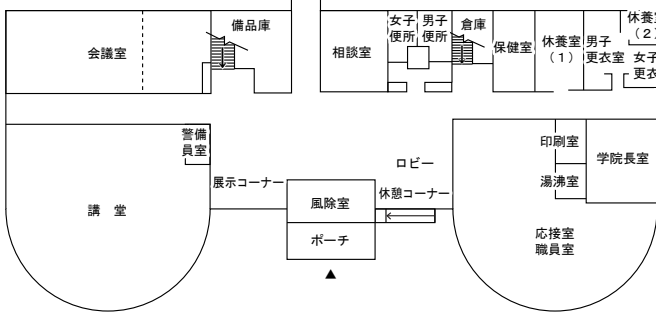


5 建物平面図

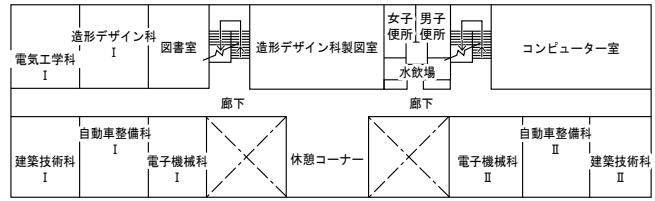
実習棟



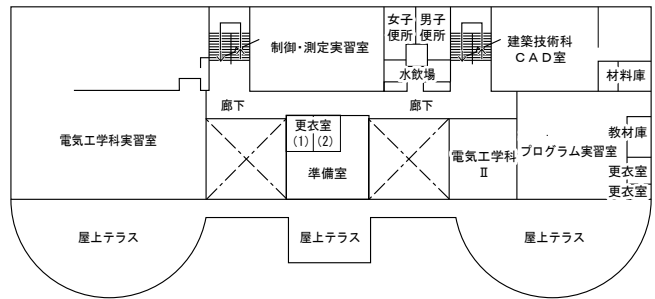
管理棟



1階

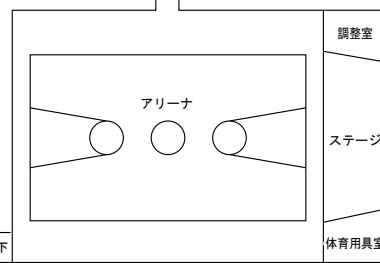


3階



2階

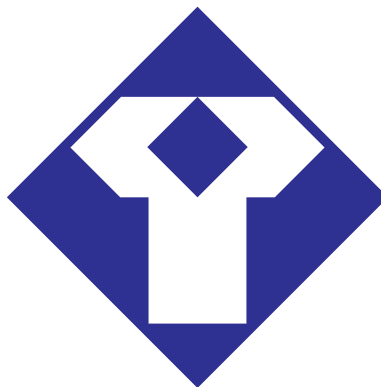
体育館



6 指 導 指 針

- 一 自負と責任
仕事に対する自信と誇りを持ち責任を重んじる
- 一 誠実と勤勉
誠実をもって事にあたり働くことを喜びとする勤勉観をもつ
- 一 規律と節度
規律を遵守し節度を保持する
- 一 良識と友愛
良識を高め友愛精神を尊ぶ
- 一 安全と愛護
安全の確保に努め資材愛護の精神に徹する

7 高等技術専門学院のシンボルマーク



北海道の菱形と技術「T」の組合せをベースとして、確かな技術と高い技能を「矢印」で、向上心と創造性を「大小の菱形」で、包容力と暖かい心を「手のひらを丸めた形」で表現したものです。